

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング 説明資料

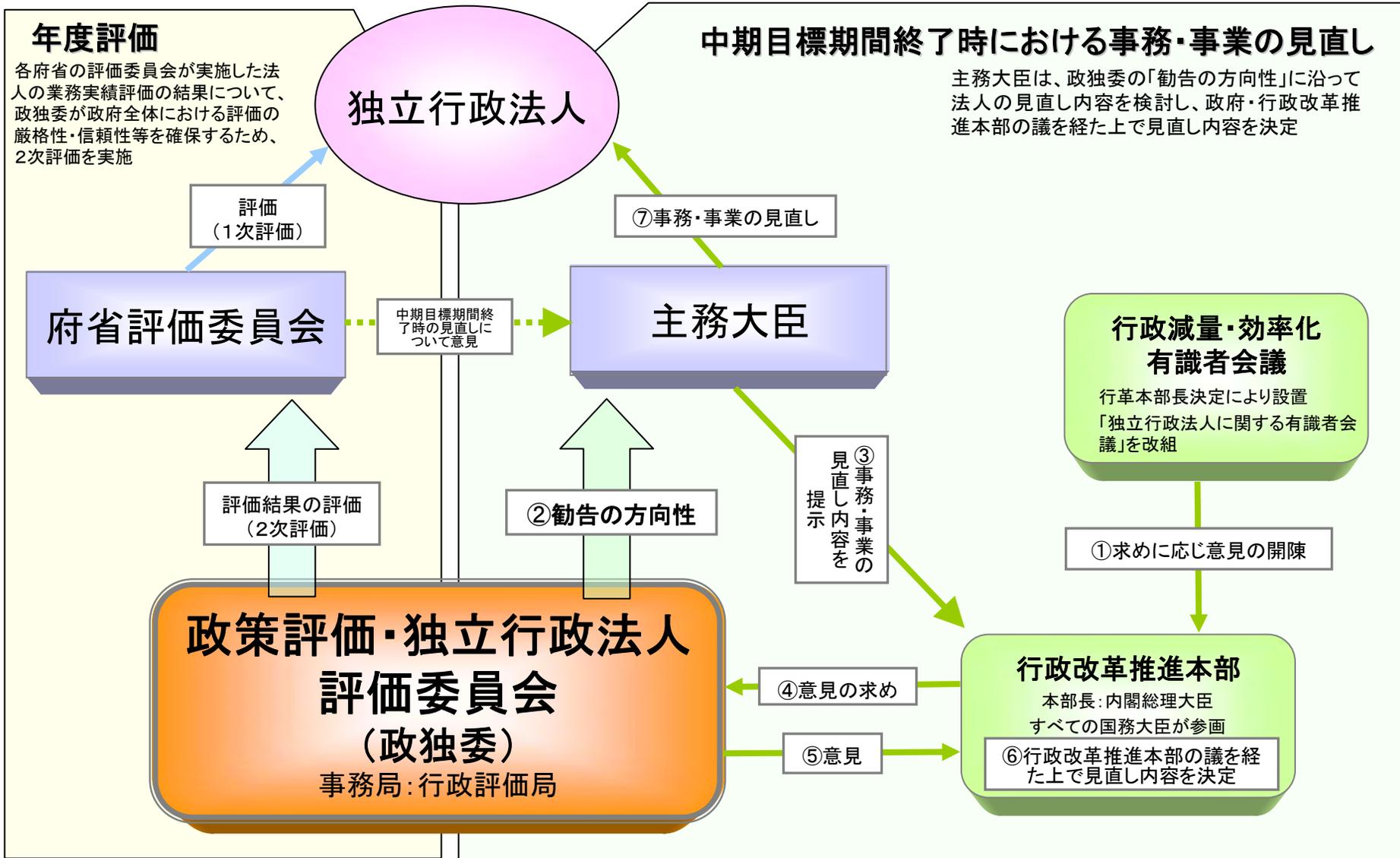
平成19年6月28日

総務省

目 次

1	独立行政法人評価のスキーム	…	1
2	独立行政法人の見直しの成果	…	2
3	独立行政法人評価の主な経緯と今後の展開	…	6
4	独立行政法人評価の対象法人等一覧	…	7
5	「研究会報告書」 (平成 16 年6月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会取りまとめ) <概要>	…	8
6	平成 19 年度見直し対象 35 法人の概要	…	18
7	「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」 (平成 18 年7月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定) <概要>	…	20
8	「独立行政法人における随意契約の適正化について」(平成 19 年6月)	…	22
9	国における随意契約の見直しについて	…	24

◎独立行政法人評価のスキーム



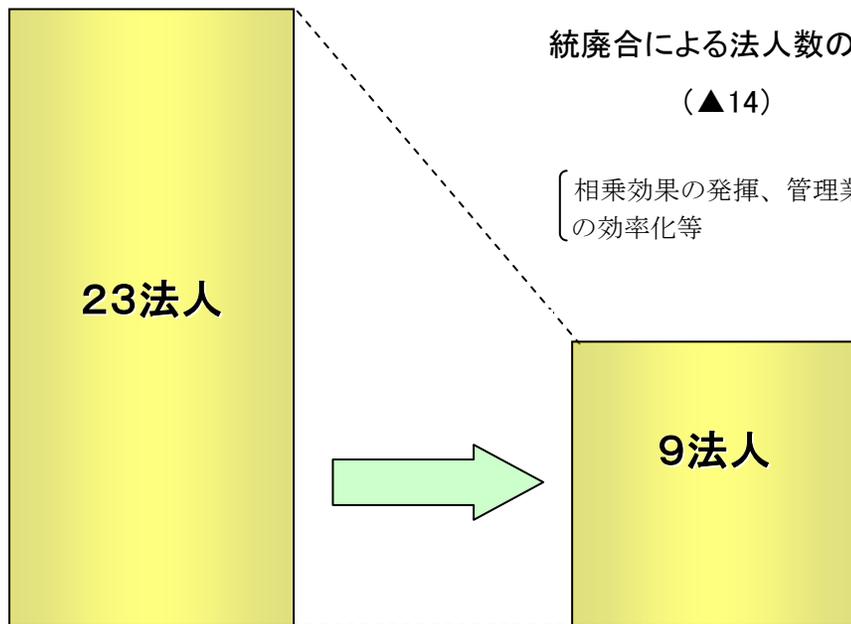
独立行政法人の見直しの成果① 法人の統廃合

法人の統廃合の全体像

これまでの見直しにより **法人の整理・統廃合** を行い、**法人数を14削減**。

【統廃合に係る見直し前】

【統廃合に係る見直し後】



統廃合の内訳

	見直し前	見直し後
総務省	消防研究所	(廃止)
文部科学省	国立博物館	国立文化財機構
	文化財研究所	
	国立青年の家	国立青少年教育振興機構
	国立少年自然の家	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	
厚生労働省	産業安全研究所	産業安全医学総合研究所
	産業医学総合研究所	
農林水産省	農林水産消費技術センター	農林水産消費安全技術センター
	肥飼料検査所	
	農薬検査所	
	林木育種センター	森林総合研究所
	森林総合研究所	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	農業・食品産業技術総合研究機構
	農業工学研究所	
	食品総合研究所	
	水産総合研究センター	水産総合研究センター
	さけ・ます資源管理センター	
	農業者大学校	
国土交通省	土木研究所	土木研究所
	北海道開発土木研究所	
	海技大学校	海技教育機構
	海員学校	
統廃合の対象法人数	23	9 (▲14)

見直しの成果② 非公務員化

非公務員化の概要

平成18年度までに、公務員型の45法人の役職員の身分を非公務員化

【非公務員化のメリット】

- 研究・教育関係法人：民間・大学との人事交流の促進等
- その他の法人：柔軟な勤務形態の導入等

効率的・効果的
な業務運営
組織の活性化

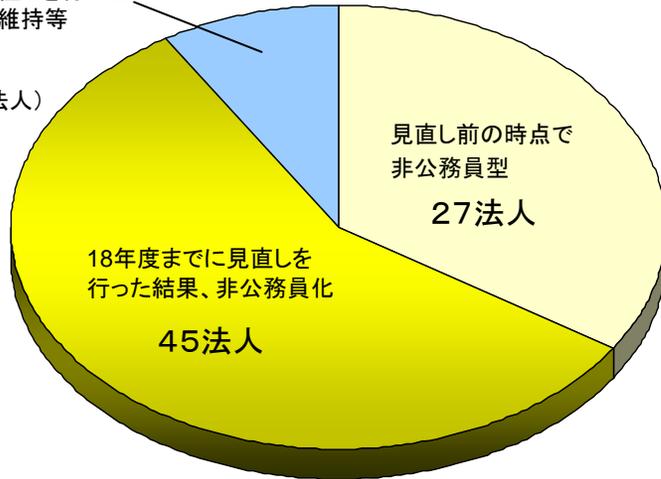
非公務員化の全体像

平成18年度までに見直しを実施した
79法人の内訳

18年度までに見直しを行った
結果、公務員型維持等

7法人

(統廃合後は4法人)



こうした見直しを行った結果、平成19年4月の職員数ベースで公務員型法人56,978人(※)、非公務員型法人76,246人。

※ このうち、19年度以降初めて見直しを行う公務員型法人は4法人

(国立病院機構(48,346人)、国立印刷局(5,081人)、造幣局(1,115人)、統計センター(910人))

(注1) 本グラフは、統合前の法人数に基づき作成したもの。

(注2) 平成17年4月に非公務員化した産業技術総合研究所は、便宜、「見直し前の時点で非公務員型」に分類。

(注3) 平成18年4月に廃止された旧消防研究所及び旧農業者大学校も、計数に含む。

見直しの結果、非公務員化された法人一覧(45法人)

(総務省)

情報通信研究機構

(財務省)

酒類総合研究所

(文部科学省)

国立特殊教育総合研究所

国立国語研究所

国立美術館

国立博物館

文化財研究所

物質・材料研究機構

放射線医学総合研究所

国立科学博物館

大学入試センター

防災科学技術研究所

国立オリンピック記念青少年総合センター

国立女性教育会館

(厚生労働省)

国立健康・栄養研究所

産業安全研究所

産業医学総合研究所

(農林水産省)

種苗管理センター

家畜改良センター

水産大学校

林木育種センター

森林総合研究所

農業・生物系特定産業技術研究機構

農業工学研究所

食品総合研究所

農業生物資源研究所

農業環境技術研究所

国際農林水産業研究センター

水産総合研究センター

さけ・ます資源管理センター

農業者大学校

(経済産業省)

工業所有権情報・研修館

(国土交通省)

建築研究所

交通安全環境研究所

海上技術安全研究所

電子航法研究所

航空大学校

土木研究所

北海道開発土木研究所

港湾空港技術研究所

海技大学校

海員学校

航海訓練所

自動車検査独立行政法人

(環境省)

国立環境研究所

(注) 法人名は、見直しを行った当時のもの

見直しの成果③ 個別の事務・事業の見直し(平成18年度)

個別の事務・事業の見直しのうち、平成18年度に実施したものの概要は以下のとおり。

平成18年度は、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、平成18年度末に中期目標期間の終了する法人に加え、平成19年度末に中期目標期間が終了する法人及び平成20年度末に中期目標期間の終了する法人のうち、融資等業務を行う法人について見直しを実施。

1. 業務の廃止・縮小・重点化等

- 国の歳出の削減を図る観点から、すべての法人について業務の廃止・縮小・重点化等の見直し

<雇用・能力開発機構> (厚生労働省)

- 助成金の廃止等による国からの補助金の大幅削減
- 「私のしごと館」について、廃止も含めた抜本的な在り方の見直し
- 職業訓練の重点化

<科学技術振興機構> <日本学術振興会>

(文部科学省)

- 研究費の重複排除・不正使用防止対策の強化

<国際協力機構> (外務省)

- 事業費総額への包括的かつ検証可能な効率化目標設定によるコスト削減

- 6法人13事業について市場化テストの枠組みを活用

<国際交流基金> (外務省)

- 「関西国際センター」の在日外交官日本語研修事業

<日本学生支援機構> (文部科学省)

- 「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務

2. 融資等業務の見直し

融資等業務＝出資、直接融資（貸付）、債務保証等、利子補給

- 対象法人の融資等業務すべてについて、廃止・縮小・重点化・運営改善等の見直し
- 59の融資等業務のうち、**54%に当たる32業務を廃止・縮小**

<福祉医療機構> (厚生労働省)

- 福祉医療貸付の融資対象限定・融資率引下げ、新規融資額を大幅に縮減

<新エネルギー・産業技術総合開発機構> (経済産業省)

- 省エネルギー債務保証の廃止、これに伴う基金の国庫返納

<中小企業基盤整備機構> (経済産業省)

- 個別法に基づく出資・債務保証5事業の廃止

<日本学生支援機構> (文部科学省)

- 奨学金の回収強化等

3. 共通指摘事項

このほか、①一般管理費・事業費について具体的な**効率化目標**の設定、②**総人件費の削減**、③**随意契約の見直し**、④法人の**資産**(会議所・研修施設等)の**有効活用等**に係る見直し、⑤決算情報・セグメント情報等の公表の充実を共通的に指摘。

資金面の主な縮減効果

コスト削減効果 **約1,900億円** (注2)
(次期中期目標期間全体)

新規融資の規模縮小 **約1,800億円** (注3)
(単年度平均)

余剰資金等の国庫返納 **約180億円** (注4)

(注1) 3つの異なる視点で試算を行ったものであり、これらを単純に合算できるものではない。

(注2) コスト(一般管理費＋業務費)削減効果は、次期中期目標期間全体について、①見直しを行わない場合のコストから②見直しを行った場合のコストを差し引いた額等で各府省が試算した額を集計したものである。

(注3) 新規融資の規模縮小効果は、①見直しを行わなかった場合の新規融資の額から②見直しを行った場合の新規融資を差し引いた額を単年度平均で各府省が試算した額を集計したものである。

(注4) 平成18年12月24日時点で金額が確定していないものはカウントしていない。

その他の個別の事務・事業の見直し(15～17年度の主な例)

＜駐留軍等労働者労務管理機構＞(内閣府(現・防衛省))

- ・ 本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合
- ・ 組織・業務運営の見直しによる大幅な人員削減・コスト削減(人件費を含む。)

＜情報通信研究機構＞(総務省)

- ・ 本部の統合(芝本部の廃止)、地方拠点(24か所)の見直し、管理部門の効率化等による総費用の縮減
- ・ 研究開発を「新世代ネットワーク技術」など3つの領域に重点化

＜国立女性教育会館＞(文部科学省)

- ・ 男女共同参画社会形成に向け必要な研修に重点化し、地方・民間等が実施しているものは廃止
- ・ 施設設備の維持・管理等の民間委託を拡大

＜国立特殊教育総合研究所＞(文部科学省)

- ・ 研修事業について、ニーズが低く受講者に偏りがある長期研修の廃止・転換、都道府県で定着した研修・講習会の廃止など抜本的に見直し

＜種苗管理センター＞(農林水産省)

- ・ 茶樹の原種生産・配布業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止
- ・ 栽培試験業務の実施農場(9か所)、種苗検査業務の実施農場(4か所)の集約化

＜家畜改良センター＞(農林水産省)

- ・ めん羊・山羊・うさぎの改良・増殖業務について、早期に民間又は地方に移行の上、廃止

＜日本貿易保険＞(経済産業省)

- ・ 事実上独占である貿易保険事業において、リスクの小さい分野は民間開放

＜製品評価技術基盤機構＞(経済産業省)

- ・ 計量法に基づく特定標準物質の維持・管理業務を廃止
- ・ 外部委託を促進した上、要員等を有効活用

＜航海訓練所＞(国土交通省)

- ・ 要員の縮減等の整理・合理化を進め、経費を縮減

＜航空大学校＞(国土交通省)

- ・ 教育業務・教育支援業務・管理業務の見直し・効率化により、職員の削減も含めスリム化

独立行政法人評価の主な経緯と今後の展開

年度 (平成)	主な法人の設立 評価の実施体制(政独委)	業務実績評価 〔毎年度及び中期目標期間 終了時に第三者機関が実施〕	事務・事業の見直し 〔中期目標期間終了時に 主務大臣が実施〕	備考
12	政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)が発足(13.1.23)	独立行政法人制度がスタート(13.1.6)		
13	先行独法57法人設立(13.4.1)	政独委「独立行政法人評価に関する運営について」(14.3.22)		「特殊法人等整理合理化計画」(13.12.19 閣議決定) →特殊法人等の独法化
14	第1期 府省別に3ワーキング・グループ(WG)を開催(14.9～) 財務研究会を開催(14.12～)	各府省独法評価委員会の業務実績評価	政独委「勧告の取組方針」(15.7.1) 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(15.8.1 閣議決定) 政独委「勧告の方向性」(教員研修センター)(15.11.13) 主務大臣が見直し内容を決定、所要の措置を実施	総理と独法評価委員会委員長との懇談(14.7.9)
		政独委 2次評価・年度評価意見(1次意見:個別事項)(14.11.19) 政独委 年度評価意見(2次意見:共通事項)(14.12.26)		
15	第2期 移行独法30法人設立(15.10.1) 業務類型ごとに4つの研究会を開催(16.3～)	財務研「評価における関心事項」(15.7.31) 各府省独法評価委員会の業務実績評価	政独委「勧告の方向性」(15.11.13) 主務大臣が見直し内容を決定、所要の措置を実施	「勧告の方向性」を規定 最初の見直し(先行独法)
		政独委 2次評価・年度評価意見(15.11.13)		
16	国立大学法人設立(16.4.1) 中期目標期間は平成21年度までの6年間 WGを5つに拡大(16.8～)	4研究会・財務研「評価における関心事項」(16.6.30) 〔①研究開発関係法人、②教育・指導・訓練関係法人、③公共用物・施設設置運営関係法人、④振興助成・融資関係法人、⑤財務内容の改善等〕 各府省独法評価委員会の業務実績評価	政独委「勧告の方向性」(消防研究所など先行独法32法人)(16.12.10) 主務大臣が見直し内容を決定、所要の措置を実施	骨太の方針2004(16.6.4) →前倒し見直し等を規定 独立行政法人に関する有識者会議の設置(16.6.17) 有識者会議指摘事項(16.10.27)
		政独委 2次評価・年度評価意見〔事務・事業の見直しにつながる評価等〕(16.12.10) 移行独法の年度評価		
17	第3期 日本高速道路保有・債務返済機構(17.10.1) 年金・健康保険福祉施設整理機構(17.10.1) 政策金融WGを開催(18.2～)	財務研「評価における関心事項」移行独法・財務評価の視点(17.7.11) 各府省独法評価委員会の業務実績評価	※16・17年度の見直しの成果 ①56法人を42法人に統廃合 ②非公務員化(44法人) ③事務・事業の廃止・重点化等 政独委「勧告の方向性」(国立博物館など先行独法24法人)(17.11.14) 主務大臣が見直し内容を決定、所要の措置を実施	有識者会議指摘事項(17.10.28) 「行政改革の重要方針」(17.12.24 閣議決定) 行政減量・効率化有識者会議の設置(18.1.23)
		政独委 2次評価・年度評価意見〔事務・事業の見直しにつながる評価や財務面の評価等〕(17.11.14) 国立大学法人の年度評価		
18	日本司法支援センター設立(18.4.10) 中期目標期間は平成21年度までの4年間 年金積立金管理運用(18.4.1)	各府省独法評価委員会の業務実績評価	政独委「18年度の見直し方針」(18.7.18) 政独委「勧告の方向性」(移行独法等23法人)(18.11.27) 主務大臣が見直し内容を決定、所要の措置を実施	有識者会議指摘事項(18.5.23) 骨太の方針2006(18.7.7) 有識者会議指摘事項(18.11.21)
		政独委 2次評価・年度評価意見(18.11.27)		
19	第4期 住宅金融支援機構(19.4.1) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構(19.10.1)		移行独法等の見直し(35法人)	移行独法の見直し
20	第5期 特別会計改革等による独立行政法人化 ・食糧管理+農業経営基盤強化?(H19以降) ・自賠責+自動車検査登録?(H20以降) ・森林保険(H20末迄に) ・国有林野(H22) ・国立高度専門医療センター(H22) ・北海道開発(技術開発関連業務) } H22迄に ・気象研究所		国立大学法人等の見直し	
		移行独法等の見直し 日本司法支援センターの見直し		
22		先行独法(2巡目)等の見直し		

「研究会報告書」について

(平成 16 年6月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会取りまとめ)

政策評価・独立行政法人評価委員会では、平成 16 年度における中期目標期間終了時の見直し及び特殊法人等から移行した法人の最初の年度評価の実施に当たり、独立行政法人評価分科会の下に、新たに以下の4つの研究会を設置。各研究会において「評価における関心事項」を取りまとめたところ。

- 1 研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- 2 教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- 3 公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会
- 4 振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会

(注) 上記4研究会の他に、平成14年12月に設置した「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」がある。

1 研究開発関係法人の評価における関心事項(概要)

① 研究開発関係業務の特徴

- 各法人における研究開発業務の目的、内容、性格、規模、財源等は様々であることから、専門家の知見を積極的に活用しつつ、各々の違いに応じた評価の実施が必要。

② 中期目標期間終了時の見直しの主な視点

- 研究開発の科学的・技術的水準が、国際的に見て、引き続き独立行政法人として担うべき高水準のものとなっているか。また、国内において競争関係にある他の機関に比して優位性を有しているか。
- 関連する研究開発を行う他の主体との間で、分担関係を改めた方が効果的・効率的である等の状況が生じてないか。

③ 業務の実績に関する評価の主な視点

- 法人の業務の内容、性格、財源の種類等の違いにかかわらず、すべての業務を評価の対象としているか。また、その違いに応じて、どのような分類・整理を行い、各分類においてどのような視点、手法により評価しているか。
- 研究開発業務・資金配分業務の実績について科学的・技術的観点からの評価を的確に行うため、専門家の知見をどのように活用し、客観性・中立性・信頼性等をどのように確保しているか。

(参考) 検討の対象とした主な法人

- 情報通信研究機構
- 消防研究所(廃止済み)
- 酒類総合研究所
- 国立特殊教育総合研究所
(現 国立特別支援教育総合研究所)
- 国立国語研究所
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究所
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 文化財研究所(現 国立文化財機構)
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 国立健康・栄養研究所
- 産業安全研究所
(現 産業安全衛生研究所)
- 産業医学総合研究所
(現 産業安全衛生研究所)
- 医薬品医療機器総合機構
- 農業・生物系特定産業技術研究機構(現 農業・食品産業技術総合研究機構)
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 農業工学研究所
(現 農業・食品産業技術総合研究機構)
- 食品総合研究所
(現 農業・食品産業技術総合研究機構)
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
(統合前の旧森林総合研究所)
- 水産総合研究センター
- 経済産業研究所
- 産業技術総合研究所
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 情報処理推進機構
- 土木研究所(統合前の旧土木研究所)
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 北海道開発土木研究所(現 土木研究所)
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国立環境研究所

2 教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項(概要)

① 教育・指導・訓練業務の特徴

- 個々の学科・研修コース・訓練プログラム等について、その内容や成果、利用状況等を具体的に把握した上での評価の実施と、その結果の反映が必要。

② 中期目標期間終了時の見直しの主な視点

- 一貫したカリキュラム・プログラム等の設定、教員の有効活用等の観点から、他機関の事務・事業と一体化すべきではないか。
- 学科・研修コース・訓練プログラム等別の入学者・受講者・参加者等の人数が定員や最適規模を大幅に下回っている、カリキュラム等の独自性が認められない等により廃止を含めた抜本的な見直しが必要となっていないか。

③ 業務の実績に関する評価の主な視点

- 教育・指導・訓練の内容・手法が、時代の要請、ニーズに適応した有効なものとなっているか。
- 研修コース、訓練プログラムの終了後、追跡調査等により、受講者・参加者等にもたらされた効果を具体的に把握した上で評価が行われているか。

(参考) 検討の対象とした主な法人

- 国立オリンピック記念青少年総合センター(現 国立青少年教育振興機構)
- 国立青年の家(現 国立青少年教育振興機構)
- 国立少年自然の家(現 国立青少年教育振興機構)
- 国立女性教育会館
- 教員研修センター
- 雇用・能力開発機構
- 農業者大学校(廃止済み)
- 水産大学校
- 航海訓練所
- 海員学校(現 海技教育機構)
- 海技大学校(現 海技教育機構)
- 航空大学校

3 公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項(概要)

① 公共用物・施設設置運営業務の特徴

- 公共用物関係法人については、国から補助金、交付金等の形で毎年多額の国費が投じられていることから、コスト削減や事業便益の早期確保等が必要。
- 施設設置運営関係法人については、利用促進・収入確保、サービスの向上等、社会経済情勢の変化や利用者ニーズ等を反映した事業の実施が必要。

② 中期目標期間終了時の見直しの主な視点

- 同種・類似の事業を行う他の機関との役割分担や、当該事業を公共用物・施設設置運営関係法人が継続して行うことについて、客観的かつ明確な必要性や意義が認められるか。
- 事業の移管、民営化又は廃止を行った場合にどのような問題が生じるか。

③ 業務の実績に関する評価の主な視点

(公共用物関係)

- 執行計画とかい離が生じている場合、その原因・理由分析を実施し、さらにその結果についての執行計画の見直しや予測精度向上等への反映状況を把握した上で評価が行われているか。
- 事業の費用及び便益の算定に際して、コスト計算等の前提が客観的かつ合理的に検証可能な根拠等に基づいているかを把握した上で評価が行われているか。

(施設設置運営関係)

- 中期目標等の達成状況の把握に加え、施設の運営に係る収入及び費用の推移、施設の利用状況等について、具体的なデータを把握した上で、きめ細やかな分析・検討がなされているか。
- 法人が保有する固定資産について、未利用となっている遊休固定資産が存在している場合、その状況及び今後の利用予定を個別具体的に把握した上で評価が行われているか。

(参考) 検討の対象とした主な法人

【公共用物関係】

- 緑資源機構
- 水資源機構
- 鉄道建設・運輸施設支援機構
- 空港周辺整備機構

【施設設置運営関係】

- 日本万博博覧会記念機構
- 国立青年の家(現 国立青少年教育振興機構)
- 国立少年自然の家(現 国立青少年教育振興機構)
- 国立科学博物館
- 国立美術館
- 国立博物館(現 国立文化財機構)
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 自動車事故対策機構

4 振興助成・融資関係法人の評価における関心事項(概要)

① 振興助成・融資関係業務の特徴

- 事業の実施に当たっては、社会経済情勢等の変化に伴う事業の意義の再検討、審査・採択の客観性の確保、将来見込まれる財政負担（国民負担）を含めたトータルコストの最小化、助成・融資等の効果や成果の最大限発揮などに重点をおいた評価の実施が必要。

② 中期目標期間終了時の見直しの主な視点

- 法人が当該助成、融資又は債務保証の事業を行わなければならない理由は明確か。
- 事業実施の手法として、現在実施している助成、融資又は債務保証の手法は最適か。代替手法の費用・便益との比較や債権の回収可能性の検討を行うなど最適な手法が選択されているか。
- 助成業務等について、適時に検証を行うため、例えば中期目標期間内であっても、法人の業務特性に応じた期間を定めたサンセット方式を導入するなど自律的かつ定期的な見直しの仕組みを導入する必要性が生じてないか。

③ 業務の実績に関する評価の主な視点

- 個々の助成や融資について、法人における事前、中間又は事後の評価の状況、助成又は融資先における経済的効果及び助成又は融資事業による社会的効果の定量的な測定や分析の状況を把握した上で評価が行われているか。また、当該評価結果についての事業の改善への反映状況等を把握した上で評価が行われているか。
- 融資業務について、将来見込まれる財政負担（国民負担）を含めたトータルコストの最小化等の観点から評価が行われているか。

(参考) 検討の対象とした主な法人

- 北方領土問題対策協会
- 平和祈念事業特別基金
- 国際協力機構
- 国際交流基金
- 日本万国博覧会記念機構
- 国立オリンピック記念青少年総合センター(現 国立青少年教育振興機構)
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構

5 平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項

(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)

① 考え方

- 移行独法の評価に際しては、①特殊法人等時代の資産が包括承継されていることなどから、特殊法人等時代に比べて財務内容の改善がされたかどうか、②連結対象となる特定関連会社等連結グループ全体の資金の流れやグループ全体のマネジメントシステムについて把握の上での評価が必要。
- 先行独法については、効率化目標値やその設定理由等を把握した上での見直しの実施が必要。

② 移行独法の特性に基づく財務内容の改善等に関する主な評価の主な視点

- 特殊法人時代に比べて財務内容の改善が図られているかどうかという観点から評価が行われているか。
- 連結財務諸表等において、独立行政法人と関係法人が、公的な資金が供給されている一つの会計主体として把握されることになったことから、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の構成や取引状況等について、独法への移行に伴い、どのように変化したかを把握した上で、その毎年度の変動状況を分析しているか。

③ 先行独法、移行独法に共通する財務内容の改善等に関する主な視点

- 一般管理費及び事業費の効率化目標について、一層の削減の余地等にまで踏み込んだ評価が行われているか。
- 国民に対する情報提供の促進の観点から、財務内容等の開示の促進に資する評価が行われているか。

平成19年度見直し対象35法人の概要

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人) 注1	H19 予算(億円) 注2	国の財政支出(億円) 注3	行政サービス実施コスト(億円) 注4
内閣府	国民生活センター	19	● 国民生活の改善に関する情報の提供 ● 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対する情報の提供	116	35	33	33
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	20	● 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発 ● 大学院大学の設置の準備	93	87	87	13
総務省	統計センター 注5	19	● 国勢調査等の製表 ● 国又は地方公共団体の委託による統計調査の製表	910	103	91	106
	平和祈念事業特別基金	19	● 関係者に対し慰藉の念を示す事業 ● 関係者の労苦に関する資料の収集、保管及び展示など	19	113	8	16
財務省	造幣局 注5	19	● 貨幣の製造・販売・鋳つぶし ● 勲章・褒章・賜杯・記章・極印の製造 ● 貴金属の品位証明	1,115	260	0	▲17
	国立印刷局 注5	19	● 銀行券の製造 ● 官報の編集・印刷・普及 ● 国債・印紙・郵便切手・旅券等の製造・印刷	5,081	876	0	▲17
	通関情報処理センター	19	● 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機の使用・管理、プログラム・データ・ファイル等の作成・保管	116	107	0	2
	日本万国博覧会記念機構	19	● 万博跡地の整備、跡地における文化的施設の設置・運営 ● 日本万国博覧会記念基金の管理・運用、運用益による助成金の交付	53	37	0	21
文部科学省	理化学研究所	19	● 科学技術に関する試験・研究、その成果の普及・活用の促進 ● 科学技術に関する研究者・技術者の養成・資質の向上	3,446	894	828	888
	宇宙航空研究開発機構	19	● 宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術・航空科学技術に関する基礎研究、宇宙・航空に関する基盤的研究開発 ● 人工衛星等の開発・打上げ・運用等	2,234	2,276	2,255	1,645
	日本スポーツ振興センター	19	● スポーツ施設等の運営 ● スポーツ団体等の行うスポーツ活動に対する助成金の交付 ● スポーツ振興投票券(toto)の発売・払戻金の交付	348	537	79	258
	日本芸術文化振興会	19	● 芸術の創造・普及のための活動等に対する資金の支給等の援助 ● 劇場施設の設置、施設における伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演の実施	306	171	123	232
	海洋研究開発機構	20	● 海洋に関する基盤的研究開発	961	419	380	457
	国立高等専門学校機構	20	● 国立高等専門学校の設置・運営	6,689	863	707	876
	大学評価・学位授与機構	20	● 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価及び結果の公表 ● 学位の授与	139	23	20	25
	メディア教育開発センター	20	● 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究開発、その成果の普及	93	22	21	29
厚生労働省	勤労者退職金共済機構	19	● 中小企業退職金共済事業の実施	262	4,709	117	▲1,640
	高齢・障害者雇用支援機構	19	● 高齢者雇用に関する給付金の支給、相談援助等 ● 障害者職業センターの設置・運営、障害者納付金関係業務等	714	789	521	651
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	19	● 重度知的障害者の自立のための支援を提供する施設の設置・運営 ● 障害者支援施設において業務に従事する者の養成・研修	288	42	26	31
	労働者健康福祉機構	20	● 療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営 ● 未払賃金の立替払事業	13,621	3,057	388	374
	国立病院機構	20	● 医療の提供 ● 医療に関する調査・研究 ● 医療に関する技術者の研修	48,346	8,191	552	603
	医薬品医療機器総合機構	20	● 医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済 ● 薬事法に基づく医薬品、医療機器等の承認審査等 ● 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・分析・提供	312	142	9	22
農林水産省	農畜産業振興機構	19	● 主要畜産物の価格安定のための乳製品・食肉の買入れ・売渡し等 ● 主要野菜の生産及び出荷安定のための交付金・補給金の交付等 ● 砂糖及びでん粉の価格調整のための輸入糖等の買入れ・売渡し・交付金の交付等 ● 生糸の輸入調整のための生糸の買入れ・売渡し等	204	2,698	1,278	1,119
	農業者年金基金	19	● 農業者年金事業の実施	78	2,252	1,572	1,696
	緑資源機構	19	● 林道網の骨格となる幹線林道の整備 ● 水源をかん養するための森林の造成に係る事業の実施 ● 農用地及び土地改良施設等の整備	728	1,004	577	623

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人) 注1	H19 予算(億円) 注2	国の財政支出(億円) 注3	行政サービス実施コスト(億円) 注4
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構 注6	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業技術、新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発・助成金の交付等 ● 新エネルギー及び省エネルギーの導入・普及に係る助成金の交付等 ● 京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減単位等の取得に係る総合的な取組 	1,046	2,218	2,165	2,243
	日本貿易保険	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 対外取引において生ずる通常の保険によって救済することのできない危険(戦争、テロ、輸入規制等)に対する保険事業 	146	316	0	▲792
	中小企業基盤整備機構	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者の事業活動に必要な助言、施策情報の提供、研修(中小企業大学校)、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証 ● 地域におけるインキュベーション施設等の整備及び貸貸 ● 小規模企業共済及び中小企業倒産防止共済の制度運営 ● 産業用地の分譲等(経過業務) 	839	13,605	230	▲2,605
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構 注6	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 新幹線鉄道等の建設、貸付等 ● 海上運送事業者と費用を分担して行う船舶の建造 ● 高度船舶技術の試験研究等に対する助成金の交付、債務保証等 	1,799	21,141	1,120	217
	国際観光振興機構	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝 ● 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営 ● 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化のための支援等 	101	38	21	21
	水資源機構	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 水資源開発基本計画に基づくダム、河口堰、用水路等の新築・改築 ● ダム、河口堰、用水路等の操作、維持、修繕その他の管理 	1,576	2,592	622	674
	空港周辺整備機構	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪国際空港及び福岡空港の周辺地域における、緑地帯の造成、騒音の影響の少ない施設の用に供する土地の造成・貸付、住宅の騒音防止工事に対する助成等 	86	159	27	27
	海上災害防止センター	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 海難事故等により流出した油等の防除措置の実施 ● 船舶乗組員等を対象とする海上防災のための訓練の実施 	31	19	0	0.5
	都市再生機構	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地の整備改善を図るための敷地の整備等 ● 都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等 ● ニュータウン整備事業等の実施(経過業務) 	4,149	30,828	1,085	467
環境省	環境再生保全機構	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害に係る健康被害の補償及び予防 ● 民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援 ● ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援 ● 廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理 ● アスベスト(石綿)による健康被害の救済 	156	1,212	269	119

(注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成19年1月現在。

(注2) H19 予算は当初予算ベースの19年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)

(注3) 国の財政支出は「平成19年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。

(注4) 行政サービス実施コストは平成17年度の額。

(注5) 斜字の法人は、役職員に国家公務員の身分を与えている独立行政法人(特定独法)

(注6) 下線の付いた法人は、18年度に融資等業務を前倒しで見直しており、19年度はそれ以外の業務を対象として見直しを実施(これらの法人についても法人全体の数値を記載)

平成18年度における独立行政法人の

組織・業務全般の見直し方針の概要(1) **業務全般の見直し方針**

法人の**業務運営の効率性・自律性**を高めるとともに、**国の歳出の縮減**を図る観点から抜本的な見直しを検討

共通的な見直しの視点

見直しに当たっては、①国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、②独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当。その際、「**業務実施コスト**」(行政サービス実施コスト)(国民の負担に帰せられるコスト)の**改善**のための取組等が重要。これらの実現のため、以下のような具体的な検討を実施。

①業務の廃止・縮小・重点化

「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当。

このため、独法の業務について、達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものやニーズ・効果が乏しいものはないか、コストが著しく大きい業務について、収支改善の見込みはあるか等の観点から、業務の廃止・縮小・重点化を検討。

②経費の縮減・業務運営の効率化

左記①を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、業務縮小部門はもとより間接部門についても事務処理の効率化等による合理化の余地はないか、出先機関等について整理合理化できるものはないか、随意契約を限定し一般競争入札の拡大ができないか、業務の民間委託により効率化できないか等の観点から、経費の縮減・業務運営の効率化を検討。

③自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させるため、有料化や料金水準の引上げなどにより**受益と負担の関係を適正化**すべきものはないか、土地・建物等の資産について**有効活用**や売却の余地がないか等の観点から、法人の自己収入の増加を検討。

④ディスクロージャーの充実

上記①～③の取組の実効性を確保する等の観点から、事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理など法人の財務内容等の一層の透明性を確保。

業務の類型ごとの見直しの視点

上記を踏まえつつ、**法人ごとに個別具体の業務の性質や実態に即した検討**を実施

融資等業務

→ 次頁

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえ、別紙の考え方により見直しを検討

その他の業務

融資等業務以外の業務のうち、①教育・訓練・研修業務、②施設の設置・運営業務、③助成業務、④調査・研究開発業務については、委員会によるこれまでの議論の成果をいかし、類型ごとの視点を踏まえた検討を実施

見直し方針の概要(2) (別紙)融資等業務の見直し方針

独法が行う融資等業務については、規模の縮減を図り効率的な資金配分等を実現するため、**政策金融改革の趣旨を踏まえた見直し**を実施。ただし、独法が行う融資等業務は、①特定の関係者間で融資等が行われるもの、②公益性があり民間と基本的に競合しないもの、③それ以外のものがあり、③に該当するものでも他の政策手段と一体的に実施されるものなど様々であることも踏まえ、**以下のような視点から個別に検討**。

共通的な見直しの視点

①国として行う政策の必要性の検討

国の政策の重点との関係、業務の実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討。

②政策目的達成のための金融的手法の必要性の検討

政策目的達成手段として現行の金融的手法が**適当か**検討。

③当該独立行政法人で行う必要性の検討

類似の融資等業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する**必要性**や当該法人の業務範囲の見直しについて検討。

特に、民間との競合の可能性があるものについては、業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係の在り方について検討。

融資等業務の類型ごとの見直しの視点

(1) 出資業務

出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からの**リターンの実現可能性**等も踏まえ、見直しを検討

(2) 直接融資(貸付)業務

直接融資から部分債務保証・間接融資等への切替えの可能性等を検討

(3) 債務保証等業務

保証割合等の引下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に資する見直しを検討

(4) 利子補給業務

利子補給の対象及び要件の妥当性等を点検し、見直しを検討

独立行政法人における随意契約の適正化について

平成19年6月
総務省

独立行政法人における随意契約の適正化

- 独立行政法人は、業務運営の自律性を確保することとされており、契約方法については、原則として各法人の自主性に委ねられている。
- 他方、独立行政法人の業務の公共性に鑑み、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、業務運営の適正性・透明性を確保することが強く要請される。

随意契約の適正化への取組状況

○ 18年度から以下のような取組により、随意契約の適正化を図っているところである。

- I. 平成18年3月に、①法人の随意契約の基準の策定及び公表、②一定額以上の随意契約（理由も含む）の公表について各府省を通じて各法人に対し要請を行った。
⇒その結果、下記の通り大幅に改善が図られている。

随意契約の基準の明確化・公表、理由の公表等

・「随意契約の基準」を公表している法人		・「随意契約の公表の基準」を作成している法人	
平成18年6月	平成18年11月	平成18年6月	平成18年11月
68%	100%	23%	77%
(104法人中71法人)	(104法人中104法人)	(104法人中24法人)	(104法人中80法人)

II. 一般競争入札の徹底

平成18年6月7日参議院決算委員会の警告決議において、「原則一般競争入札の徹底」について独立行政法人に対して指導するよう指摘がなされた。また、平成18年11月に、政策評価・独立行政法人評価委員会において、法人に対する業務の実績に関する評価及び中期目標期間終了時の見直しにおいて、国における見直しの取組等を踏まえ、各法人における一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化を図るよう指摘が行われた。これを受けて実態を把握したところ、以下のとおり。

⇒ 独立行政法人における平成17年度の契約件数に占める随意契約（「企画競争・公募」を除く。以下同じ）により契約を締結した割合を把握したところ、件数ベース65%で（64,908件）、金額ベースで45%（9,271億円）となっている。また、予算執行途上ではあるが、18年度上半期について速報値として同様に把握したところ、件数ベースで62%（35,153件）、金額ベースで46%（5,937億円）となっている。

随意契約の割合

(件数ベース)	平成 17 年度		平成 18 年度上半期(4~9月)		(金額ベース)	平成 17 年度		平成 18 年度上半期(4~9月)	
競争契約	24%	(24,417 件)	26%	(14,706 件)	競争契約	40%	(8,214 億円)	36%	(4,554 億円)
企画競争・公募	11%	(11,367 件)	12%	(7,097 件)	企画競争・公募	15%	(3,052 億円)	18%	(2,322 億円)
随意契約	65%	(64,908 件)	62%	(35,153 件)	随意契約	45%	(9,271 億円)	46%	(5,937 億円)
(合計)	100%	(100,692 件)	100%	(56,956 件)	(合計)	100%	(20,536 億円)	100%	(12,812 億円)

※四捨五入の関係で、金額の合計は合わない。

※ 国に比べて随意契約の割合が高い理由として、独立行政法人においては随意契約ができる金額を法人毎に自主的に定めており、平成 18 年 10 月における当省の調査においては、104 法人のうち 69 法人が、契約種類の一部又は全部について、当該金額が国の基準より高く定められていたため、国の基準と同一金額で比較した場合、随意契約の割合が高くなること等が考えられる。なお、その後、本年 5 月に調査したところ、69 法人のうち 32 法人は現在までの間に国と同じ水準に改めている。この結果 101 法人中 68 法人が国と同一水準となっている。

随意契約の見直しが特に図られている例 (件数ベース)

- ・ 建築研究所 90%→52%
- ・ 交通安全環境研究所 89%→54%
- ・ 情報処理推進機構 60%→35%
- ・ 物質・材料研究機構 63%→40%
- ・ 駐留軍等労働者労務管理機構 57%→36%

○把握対象とした契約金額：
 工事又は製造をさせる場合は 250 万円以上、財産の買入は 160 万円以上、
 物品の借り入れ（賃借料）は 80 万円以上、財産の売払は 60 万円以上、物
 品の貸し付け（賃貸料）は 30 万円以上、その他役務は 100 万円以上
 ※国と同一基準

競争的手続の導入により改善することとした主なもの

- ・ 施設、展示会の管理・運営業務委託
- ・ データベース整理、印刷業務
- ・ 調査研究委託、情報システム運用支援、改修等に係る契約 等

⇒ 複数年を前提とした契約や価格のみで評価できない事業委託を含め、一般競争入札、企画競争・公募に移行

随意契約によることがやむを得ないとしている主なもの

- ・ 本部及び支店の事務所賃借料
- ・ 電気、ガス、水道等の供給（供給元が一社しかないもの）
- ・ 特許、著作権を有する装置の調達及び保守等契約先が限定されている契約
- ・ 提案公募型等の研究開発に係る契約 等

実態調査結果を踏まえた対応

- 独立行政法人制度の仕組みにおいては、業務運営については法人の長及び主務大臣が一義的に責任を負っており、総務省は各主務大臣を通じて随意契約の適正化の徹底を図っているところ。
- 本年 2 月に上記の状況を各法人に対しフィードバックし、改めて、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化を図るよう要請した。
- 各府省における年度評価や中期目標期間終了時の見直しにおいて、競争入札及び随意契約の件数、金額、予定価格、落札率、競争入札等に移行した事例、随意契約によることとした理由、随意契約締結先の同一府省所管公益法人における当該独立行政法人の出身者役員数等を具体的に把握・公表し、事後評価を行うよう要請した。

国における随意契約の見直しについて

国においては、平成 17 年 2 月以降、随意契約の公表、点検・見直しを実施し、この結果、競争性のない随意契約の契約全体に占める割合は、見直し前の 46%（件数及び金額ベース）から見直し後 14%（件数ベース）及び 17%（金額ベース）になる見込み。

（経緯）

平成 17 年 2 月

随意契約によることとした理由等の公表を徹底

平成 18 年 2 月～3 月

所管公益法人等との随意契約についてのみ緊急点検・見直しを実施

平成 18 年 6 月

所管公益法人等との随意契約の緊急点検・見直し結果を公表

平成 18 年 9 月～12 月

所管公益法人等以外の者との随意契約の見直しを実施

平成 19 年 1 月

所管公益法人等との随意契約の緊急点検・見直し結果と併せ、公表